

令和5年の年末調整

1. 年末調整とは

年末調整とは、本年中の給与所得に対する税額を皆様の申告に基づいて算出し、毎月のお給料から徴収納付している源泉所得税額との差額を調整する手続きです。なお以下の方は年末調整の対象となりません。

- ・本年中の主たる給与の収入額が2,000万円を超える方
- ・2ヶ所以上から給与の支払いを受けていて、他の給与支払者に「扶養控除等(異動)申告書」を提出している方
- ・会社に「扶養控除等(異動)申告書」を提出していない方

2. 令和5年の変更点

非居住扶養親族の扶養控除の適用除外

令和5年1月から所得税法の扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族は次に掲げる人となりました。

- ① 年齢16歳以上30歳未満の人
- ② 年齢70歳以上の人
- ③ 年齢30歳以上70歳未満の人のうち次のいずれかに該当する人

- イ 留学生
- ロ 障がい者

ハ 扶養控除の適用を受けようとする居住者から生活費や教育費等で38万円以上の送金を受けている者

【扶養控除に係る確認書類】

非居住者である扶養親族の年齢等の区分		扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16歳以上30歳未満又は70歳以上		「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上 70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」
	② 障がい者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
	③ 所得者からその年において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人	「親族関係書類」	「38万円送金関係書類」
(上記①～③以外の人)		「扶養控除の対象外」	

3. 提出書類について(11月末日を目処に提出してもらいましょう)

(1) 「令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

年末調整は、この申告書に基づいて行います。本年中、内容に変更のない方も必ず提出してください。

(2) 「令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

来年の給与計算を、この申告書に基づいて行います。

(3) 「令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

本人及び配偶者の所得について記入します。

(4) 「令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書」

保険料控除については、各計算式に基づいて控除額を申告してください。

- ① 生命保険料(一般・介護・個人年金)
- ② 地震保険料・旧長期損害保険料
- ③ 社会保険料控除

家族の分の国民健康保険料・国民年金の保険料をあなたが納付している場合、令和5年1月から令和5年12月中に支払った額を記入して下さい。

(5) 住宅借入金等特別控除申告書

税務署から発行された「令和5年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」にて控除額を申告してください(住宅取得後最初の申告については、確定申告してください)。

連帯債務で持ち分割合のある方はその内容、また負担割合に応じた金額を正しく記載してください。

※ 金融機関から送付された借入金の残高証明書を必ず添付してください。

※ 住宅ローンの借り換えをされた方は、元ローンの借り換え時残額がわかる書類を添付してください。

(6) 前職の「令和5年源泉徴収票」

※ 今年中途入社された方は必ず提出してください(提出のない方は年末調整できません)